

静岡県大井川広域水道企業団建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領の運用

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条関係

- (1) 静岡県大井川広域水道企業団建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領(以下「要領」という。)に該当する複数の業務を一括して発注する場合の最低制限価格は、業務毎に要領第3条第2項により算定したのち合計した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を越える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じた額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
- (2) 「道路台帳歩掛」を適用する委託にあっては、要領第3条第2項第1号の測量業務を適用し、「直接台帳費」を直接測量費とし、最低制限価格を算定するものとする。
- (3) 「土質調査業務委託標準積算基準」を適用する委託にあっては、要領第3条第2項第5号の地質調査業務を適用し、「共通仮設費」を間接調査費とし、最低制限価格を算定するものとする。

附 則

この運用は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成29年6月15日以降、入札公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成31年4月26日以降、入札公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、令和元年10月1日以降、入札公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、令和7年4月1日以降、入札公告または指名通知を行うものから適用する。